

平成27年塩尻市議会12月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成27年12月15日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

議案第20号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費中1目保健衛生総務費及び3目保健対策費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

陳情12月第4号 日米地位協定の見直しに関する意見書採択を求める陳情

陳情12月第5号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の採択を求める陳情

○出席委員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明者 福澤 正人 君

○議会事務局職員

事務局長 百瀬 恵一 君 事務局次長 青木 隆之 君

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。まず委員会に入る前に議事録等の記録をとっておりますが、その機器の調整をさせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、委員会を開催させていただきながら調整をやらせていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから12月定例会総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。お忙しい中、総務生活委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。御審議をお願いをしております議案につきまして、いずれもお手元に差し上げてあるとおりでございます。よろしく御審査をいただきますよう、お願い申し上げます。

○財政課長 議案につきまして、冒頭一言おわびを申し上げます。議案に誤りがございまして、あらかじめ正誤表をお配りさせていただきました。後ほど御審議いただきます議案第20号の一般会計補正予算の地方債補正の中でですね、補正した後の額を記載すべきところを、補正による増減額を記載した誤りがございました。正誤表の左側が正しい金額でございます。大変申しわけございませんでした。今後気をつけてまいりますので、訂正後の予算案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。本日の日程について副委員長から説明をさせます。

○副委員長 本日は、議案5件の審査の後、陳情の審査を行います。視察は安曇野市新庁舎を予定しております。陳情審査終了後、正面玄関からバスが出ますので御乗車いただきたいと思います。また、その折に御案内を申し上げます。懇親会は午後5時45分から広丘の安喜センターにて行いたいと思います。5時30分に正面玄関からマイクロバスが出発しますので、職員の皆さんなど市役所から乗られる方は、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等には気をつけていただくようお願いをいたします。議事進行の御協力をお願いしたいと思います。

議案第1号 塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お願いいたします。議案関係資料を用いまして

説明をさせていただきますので、議案関係資料の1ページをお願いいたします。

まず提案理由でございますが、厚生年金保険法、地方公務員等共済組合法等の一部が改正されましたことに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。なお、この法律改正につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、この法律によるものでございます。この法律によりまして、共済年金が厚生年金に統一されることとなったものでございます。

次、概要でございますが、引用している法律の規定を整備するものでございます。そしてもう1つ、年金たる補償及び休業補償におけます併給調整に係る規定の整備を行うものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、後ほど説明させていただきます。

条例の施行等でございますが、公布の日から施行をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをお願いいたします。2ページでございます。まず第1条、塩尻市職員の退職手当に関する条例の新旧対照表でございますが、この第3条第2項に引用しております法律名を改めるものでございます。

次に第2条関係でございますが、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表でございます。附則の第5条でございますが、この第1項、この項につきましては、年金たる補償、これは傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、これにつきましては、他の法令によります年金たる給付、これが支給される場合の調整率を規定しているものでございます。この他の法令による年金たる給付の部分でございます。この新旧対照表の改正案の下のほうにございます、けいで囲まれてる部分でございますが、この表の中欄でございます。この中欄のこの部分につきましては、法律の引用に基づき規定をしたものでございます。

次に8ページをお願いいたします。附則の第5条の第2項になりますが、これは休業補償の額について規定しているものでございまして、他の法律により年金たる給付、これが支給される場合の調整率を規定しているものでございますが、他の法律による年金たる給付の部分、これはこのけいに囲まれてる部分の表の左の部分でございますが、この給付の部分につきましては、法律の引用に基づいて規定したものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○柴田博委員 3ページの一番下のところの表の中ですけれど、0.75だったものが0.73に変わっているということですが、ほかのやつもそうですけども、これはどういう根拠でこういうふうにならざるにそれぞれ少しずつ変わっているのかをお願いします。

○人事課長 先ほどちょっと説明を漏らしましたが、これはですね、率は変わってございませんで、法令の規定によりまして順番を変えてございます。例えば、今、委員おっしゃった3ページの0.73の部分ですね、次のページの4ページのところの一番下、右の現行でございます。この0.73と同じものでございまして、法令の規定が順番を変えて規定してございます。それに合わせたものでございまして、ちょっと見にくくなっておりますが、率は変わってございませんで、よろしくをお願いいたします。

○柴田博委員 率は変わってないけど引用する法律が変わっているので、文言を全部変えたということになるわけですか。

○人事課長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、私のほうも議案関係資料で御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。議案関係資料の10ページをごらんいただきたいと思います。提案理由ですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が、本年9月30日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものであります。

改正の概要につきましては2点ございまして、1つ目は、先ほどの条例と同様ですが、被用者年金制度が一元化されたことに伴いまして、この条例によります損害補償年金及び休業補償と他の法律に基づく年金等との併給調整について定めた規定を整備するものであります。2つ目は、消防団員の特殊公務災害に係る損害補償年金の併給調整率を新たに定めるものであります。なお、特殊公務災害とは、生命、身体に危険が伴う災害の現場などにおいて受けた公務上の災害を言います。今回、警察官、消防士等を対象とする公務員の損害補償も改められておりまして、消防団員の補償もそれに合わせて規定をするものでございます。

この条例につきましては、交付の日から施行するものであります。

それでは、続きまして次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正する条例の附則第5条につきましては、先ほどの条例にもありましたが、傷病、障害、遺族の各補償年金と休業補償の受給権者が同一の理由で厚生年金保険法等、他の法律で定められた障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付を受給する場合、この条例による補償を調整して支給することを定めた規定でございまして、本文中の下線は、政令の一部改正に合わせて文言を改めるものでございます。その下の表ですが、これも先ほどの条例と同じですが、左の欄はこの条例により年金で支給する補償の種別、真ん中の欄ですが年金で給付される社会保障の種類、右の欄は調整率

となっております。表の真ん中の欄の障害厚生年金等、年金で給付される社会保障の種類を示したものにつきましては、公務員等の共済年金などが厚生年金と統合されたことに伴い、引用する法律名等を改めるものとなっております。また、表の1の項は、傷病補償年金が通常の公務災害による場合は、障害厚生年金等との調整率は、従来どおり0.73のままとするものでございますが、12ページおめくりいただきまして、2の項、この条例の第18条の2に規定する特殊公務災害に係る傷病補償年金を支給する際の調整率は0.82とするものでございます。以下、障害、遺族の各補償年金も同様に、支給の際の調整率を通常の公務災害による場合と特殊公務災害による場合とに区別して規定をするものでございます。以降、25ページまで同様の改定ですので説明は割愛いたしますが、25ページ最後の行から26ページに至るまでは休業補償に係る併給調整の規定ですが、これも政令の改正にあわせて文言を改めるものです。なお、現在本市でこの条例の改正が影響する者はありません。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行いたいと思います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第3号塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○税務課長 それでは、議案関係資料で説明させていただきますので、28ページをお願いいたします。改正理由ですが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布により、一部改正される地方税法施行規則が平成28年1月1日から施行されることに伴い必要な改正をするものです。

概要ですが、納付書及び納入書について、番号法によるところの法人番号の記載を不要とするものなどです。

条例の施行日ですが、既に交付された一部改正条例を改正するため、公布の日から施行するものです。

次に29ページをお願いいたします。第2条第3項、納税者が徴収金を納付するために用いる納付書については、地方税当局が納税義務者に対して行う手続には原則として番号を付さないこととされ、法人番号を記載するように改正した部分を削除するものです。その下第4項、特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる納入書についても同様であります。

次に30ページをお願いいたします。第36条の2第7項、市民税の申告についてですが、前後の条文の関係から番号法を引用して、法人番号の定義を明確に定めたものです。

次の第63条の2第1項、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出。これは区分所有にかかわる家屋の固定資産税額の案分補正申し出のことですが、同様の改正であります。

次に31ページをお願いいたします。第89条第2項、軽自動車税の減免、第139条の2の2第2項、特別土地保有税の減免についても同様の改正であります。

次に32ページをお願いいたします。第148条第1項、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告についても同様の改正でありますので、お願いいたします。

次に33ページをお願いいたします。附則第5条、市たばこ税に関する経過措置については、法の引用を明確にしたものであり、地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号に改めるものでございます。

次の第10項略から35ページ第14項略までについてですが、条例改正外の規定の準用におきまして、全項の読みかえをしたときの規定の順番を正しくしたものであります。

次の35ページ、第7条第1項、入湯税に関する経過措置については、様式についても申告書となっていることから、報告を申告に改めるものでございます。私からは説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○**永井泰仁委員** この入湯税にかかわる特別徴収義務者の経営申告ということですが、市内では大体どのくらいの人が申告しているか、人数的に把握していますか。

○**税務課長** 申告してくるのは業者でございまして5者でございます。今のところ5者でございます。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第4号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

○**委員長** それでは、議案第4号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**情報政策課長** お願いします。議案関係資料の36ページをごらんください。議案第4号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例、これは新しく制定する条例でございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法というものでございますが、第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関して、必要な事項を定め

ることに伴って、新たな条例を制定するものでございます。

概要につきまして、(1)として、個人番号の利用に関して、市の責務を定めるものでございます。(2)として、市長部局内において、個人番号を利用して特定個人情報を授受することができる事務を定めているものでございます。

3としまして、条例の施行等でございますけれども、平成28年1月1日から、この1月1日から施行するものでございます。ただし、情報提供ネットワークシステムの使用に係る規定におきましては、法の附則第1条の第5号に掲げる規定の施行の日に合わせて施行をするものでございます。

次に条例の内容を御説明をしたいと思いますので、議案の第4号のページをごらんをいただきたいと思います。条文の説明を1つ1つお願いをしたいと思います。まず趣旨としてですね、第1条でございます。この条例は、法と言いますけれども、法という形で御説明しますが、法の第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関して、必要な事項を定めることとするものでございます。内容でございますけれども、現在このままの、国が法として制定したもののマイナンバーの事務を行った場合ですね、国等へ提供できる特定個人情報を内部で利用することが、横の連携間でできない状態でございますので、条例を制定して使えるようにするということが趣旨でございます。市長部局であってもですね、例えば福祉に関する情報を担当課では利用することが実際にはできませんが、その情報を、また税情報を、福祉については税情報を見ることがたびたび必要になっておりますので、その税情報を例としては利用することがこのままでいくとできなくなるということですので、条例を制定して使えるように、利用できるような形にしたいということでありまして。9条の2項について、福祉、保健、もしくは医療、その他の社会保障、地方税、あるいは防災に関する事務ということがありますけれども、それらに類する事務はですね、この条例を定めることによってマイナンバーを利用することができるようになるということ、本条例を定めるということでございます。

第2条には定義として、用語の定義が書いてございます。それぞれ個人番号、特定個人番号、個人番号利用事務実施者、それから情報提供ネットワークシステム、それぞれ法の用語についてまとめて定義をしております。

それから第3条につきまして、市の責務を書いてございますが、市は個人番号の利用に関して、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国、他の地方公共団体等との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとするということを記述してございます。

第4条には、利用の範囲ということで法の第9条第2項に規定する条例で定める事務ということで、次のページになりますけれども、別表のさらに左のほうの欄に掲げる事務としてございます。これについては、法の第4条の規定について、法の別表で定める事務として法ではございませんけれども、その場合別表第2について、国、県、市町村全てを網羅する表になっておりまして、大変理解に苦しむところもございますので、それを本市の事務に置きかえて、ないものもございまして。また、あるものもございまして、本市の事務に置きかえてわかりやすくするというので、不明確な点をわかりやすくして該当する部分を抜き出して、わかりやすく別表に定めるというものでございます。

2項につきましては、別表のさらに掲げる事務をですね、処理するための必要な限度で、右に書いてあるような特定個人情報をみずからが保有するものを利用することができるということを書いてございます。

3項につきましては、特定個人情報の利用があった場合についてですね、他の条例、規則その他規程の規定に

より当該特定個人情報と同一の内容、これは、同じ事務に対し2回も3回も提出を求めないということで、煩雑になるものは1回届けていただければ、それで事務は足りるということを記述してございます。

第5条につきましては、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関するところを別に規定で定めてお願いをするということでございます。

附則としまして施行日ですが、先ほど申し上げたとおり平成28年1月1日から施行をいたします。ただし、ネットワーク関係については、法附則の第1条第5号に係るものについては、法律と同じ日に施行をさせていただくというものでございます。

別表は次のページにございますが、1から33の項目について事務を市の事務として、該当する国の事務がある中で市の事務として、該当するものが1から33の項目に規定をされております。国の事務についてあるものでも、市の事務にはないということは除外してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○**副委員長** 利用できる範囲ということで、事務内容とかは別表のほうに示されてるんですけども、利用できる者とか、何て言うんですかね、あるいは利用できるパソコンなりを特定するという規制、ネットはあるわけですか。誰でもが使えるちゃうってということですか。

○**情報政策課長** 基本的に事務を扱う市長部局の委任を受けた人間ということなので、例を挙げますとですね、まず市長部局以外の人は使えないということでございます。それを具現化するためにIDって言いますけれども、職員1人1人が持っている個人の情報がございます。それとパスワードを現在は用いていますけれども、もう1つ進めますと2つのIDとパスワード、それからもう1つ生体認証だとかですね、2つの要素によって切り分けをして、利用する人を規定をしていく予定でございます。それぞれの事務っていう形で事務の内容を書いてございますけれども、それぞれの事務を扱う権限と言いますか、その扱う人っていうのが組織図に書かれてございますので、その権限に応じて使うということシステム、あるいは権限ということになりますけれども、それで規定をしていくということでございます。

○**副委員長** それはそれで結構だと思うんですけども、それは何ですか、じゃあ具体的には規則か何かの中に定めていくってことになります。

○**情報政策課長** 規則がまず一番初めにあるところでございます。その規則の中にもですね、もう1個下のレベルでマニュアルをもう1回作りまして、そのマニュアルでも定めているっていう形にしていくつもりでございます。一番は規則で事務を定めます。

○**副委員長** いずれにしても個人情報にかかわることでありまして、きのうもニュースがあったように大量に個人情報が流れるっていうようなことのないように、ぜひ徹底していただきますように要望しておきます。

○**永田公由委員** 今までと、どこがどういうふうに違うかっていう説明してくれる。

○**情報政策課長** 今までには個人番号という、マイナンバー法に規定して1人に1個ずつついている個人番号がなかったわけですね。その個人番号を規則に定めます事務について、個人番号を記していただくというようなことで、本会議でもお話があったんですけども、記載できる、できないのは、とりあえずそういうものとして、一応我々の考えるところでは、個人番号を記していただくと。そういうことをお願いをする中で、福祉であれば福祉

の中で個人番号を記しますし、その福祉の個人番号を使って、この条例が発効することによって税情報、例えば所得要件とかですね、それらを個人番号を使って調べさせていただいて、その資格の要件があるなしやということを確認するというようなことに実際の流れにはなっております。

○永田公由委員 12桁で、例えばね、個人番号が違ってた場合、ほかの人の情報が出ちゃう可能性っていうのはないわけですか。個人番号と名前が違ってる場合にね。

○情報政策課長 担当係長から説明申し上げます。

○システム管理係長 マイナンバーにつきましては12桁の番号、もしそれを間違えてしまった場合につきましては、基本それ以外にも4情報と言いまして、氏名、性別、生年月日、住所という4情報がございまして。そちらのほうと合致しませんと情報のほうは出していきませんので、マイナンバーだけを記入ミス等でしてしまった場合でも大丈夫となっております。

○委員長 いいですか。ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 この別表に書いてある事務の各項目と言いますか、種類が33まであるわけですけど、これは確認ですけども、法律に基づいて使っているよということになっている事務の全てということですか、塩尻市に関係する。

○情報政策課長 国で示されているものは、43くらい多分あったと思うんですが、その中で市の業務にあるかなしやということを確認をした結果、33項目という事務になってございます。つけ加えて申し上げますけれども、先ほど条文の中に地域の特性に応じて施策を実施するとなっておりますけれども、その場合は独自利用ということになるわけですね。その独自利用の部分は、今回の上程していただいております条例の中には含まれてございませんので、よろしく御理解をお願いします。

○柴田博委員 その独自利用ですけど、それをやりたい場合には、改めて何か条例なりをつくらないとできないってことですよ。

○情報政策課長 そうです、そのとおりでございます。

○柴田博委員 もう1回。それと、あとこの別表でですね、左側の事務のところのそれぞれの項目の一番最後には、必ず規則で定めるものという言葉がみんな入っているんですけども、これは例えば、一番わかりやすいっていうか、3ページの一番上の児童福祉法による保育所における云々って書いてあるところでいけば、規則のところにはどういうふうに記載されているわけですか。

○行政係長 これ規則で定めるものというふうになってまして、これをさらにですね、具体的な条文を指したりですとか、そういった形で事務を具体的に指して、なおかつ、うちのほうで特定個人情報に該当するものをさらに細かく書いていくという作業になります。国の提供事務に基づく主務省令という省令が出ているんですけども、それに基づいてつくっていくんですけども、ただ本市のその中で国レベルで書いてるものから条例に落ちてたりとか、規則に落ちてたりとか、そういったものを書き起こして、表のつくりとしては、この形をさらに細かくした内容で規則をつくっていくこととなりますが、一部はまだ国からも出てないものもあつたりしまして、1月1日に向けて、今、その作成作業をしております。以上です。

○柴田博委員 あんまりよく理解できないんですけど、例えば、今の4番のところ、事務のところには保育所における保育の実施又は措置に関する事務って書いてあって、特定個人情報、右側の欄のほうには、児童扶養手

当の支給に関する情報ってあるんですが、この4番のところの事務の中身っていうのは、児童扶養手当に関するものだけが書かれてるわけですよ。それ以外のことも入ってくるわけですか。それが何種類も、この児童扶養手当に関する支給に関する問題で、これがさらに幾つにも分れてくるということなんです。

○行政係長 基本的に規則がですね、条例を逸脱することはございませんので、左側に関して書いてある内容の範囲内、表の右側であれば、この児童扶養手当関係情報を細かく具体的に指すだけのことでありまして、それ以外のことは書かれません。

○永田公由委員 情報政策課には、いわゆる塩尻市民全ての個人番号がインプットっていうか、入ってるわけですか。

○情報政策課長 担当係長から申し上げます。

○情報企画係長 個人の番号に関しましては塩尻市の情報政策課にあるというわけではなくて、住民票とかを発行するための個人を管理するシステムの中に、J-LISのほうから付番されたものをセットアップしてあるという形になっています。ですので、我々もその番号が見れるわけではありませんで、権限のある職員のみが個人の番号を調べることができるということになっておりまして、現状では市民課の職員のみが見ることができるという形になります。

○永田公由委員 ということは、いわゆる市役所では全部の番号はわかってるっていうことだね、市民課で見れるということは。

○情報企画係長 わかっていると言えばわかってるってことなんですけども、一応本人が住民票を出したりするときに記載されるものが登録をされているということであって、ですので、では私が永田委員さんの番号を知っているかと言えば、そういうことはありませんので、そういう心配はございません。以上です。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 この番号の、いわゆる個人番号を運用したりするのは、市長部局内ということになっておりますが、教育委員会のこども教育部ですか、これも建前上は市長部局内という判断でしょうか。

○情報政策課長 市長部局内という判断でございます。

○永井泰仁委員 そうすると、いわゆる一般的には一般行政と教育行政ということで教育委員会は独立した形になってますが、この運用で本市の場合には、こども教育部ということで、いわゆる市長部局に属する事務という判断というすみ分けでやっていくということでしょうか。

○情報政策課長 あくまでも市長部局という組織の中の分担表に応じて権限を設定するというところでございます。ただし教育委員会としてですね、子供の入学のときのものでございますけれども、そのものは教育委員会が今までどおり個人番号を使わずしてですね、処理ができるということで外してございます。

○永井泰仁委員 そうすると、例えば成人者のピックアップするとか、そういうのは、いわゆる教育委員会ではなくて、今回のこの個人番号、行政の職員の立場でチェックアウトして通知するっていう、そういう考えでしょうか。

○情報企画係長 今、委員さんが御指摘の成人式等については、個人番号の利用ができないこととされておりまして、そういうものには一切利用いたさないという形になります。

○永井泰仁委員 そうすると、それは個人番号じゃなくて、市民課か何かの生年月日の通常の中からピックアッ

プをして成人式の通知を出すという、そういうことですか。

○情報企画係長 個人番号の利用をするしないに関しては、今回の条例に定めた事務にかかわってございます。それ以外のものに関しては、従来、今までも同じ事務をやっておるわけでございますので、それに基づいた事務の手に応じて書類を発行したりとかするものでございます。以上でございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。いいですかね。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

それじゃ、10分間休憩をさせていただきます。

午前10時45分 休憩

午前10時56分 再開

○委員長 それじゃ、始めさせていただきます。

議案第20号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費中1目保健衛生総務費及び3目保健対策費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○委員長 それでは、議案第20号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。説明を求めたいと思います。説明は歳出を行い、歳入の順で一括して行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○人事課長 それでは、歳出22ページをお願いいたします。22ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は、原則省略させていただきますので御了承をお願いいたします。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴います内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬費等の人件費の補正をお願いするものでございます。全体を通しましての人件費関連につきましては、以上でございます。

次に22ページ最初の議会費、次の総務費の一般管理費につきましては、ただいま説明させていただいたとお

りでございます。以上でございます。

○**財政課長** 続きまして、2款1項5目の財産管理費、基金積立金でございます。これは歳入にも計上してございますけれども、1つ目の協働のまちづくり基金元金積立金につきましては、ふるさと寄附金の拡充に伴いまして、増収分3,650万円を積み立てるものでございます。

次の財政調整基金元金積立金につきましては、本年4月に市民の方から市民福祉に役立ててほしいと匿名で3億円の御寄附をいただきました。とても大きな金額でございます。新たに基金の造成を含めまして大切に使用させていただくために、じっくりと制度設計を検討する必要があります。年度を越えて検討できるように財政調整基金に積み立てるものでございます。

○**企画課長** 続きまして6目企画費、シティプロモーション事業でございます。本会議での永井議員さんの御質問にお答えいたしましたとおり、本市ではものづくりのまちを広くPRするためにですね、セイコーエプソン社の主力でありますインクジェットプリンター、それからゴルフスイング解析システム、GPSウォッチを新たにふるさと寄附金の謝礼品に加えたところであります。それに伴いまして、10万円、15万円の寄附額を新設いたしました。これにより大きく寄附額、全体伸びてございますので、記載のとおり謝礼品につきましてプリンター等3品目の購入費1,050万円、及びクレジット決済にかかりますポータルサイト特設案内使用料、これは収納額の1%でございます。36万5,000円の補正増額をお願いするものであります。

○**情報政策課長** 7目の情報開発費でございます。歳出はございませんけれども、県の元気づくり支援金が249万9,000円として、歳入決定いただいたものの財源内訳の修正でございます。以上です。

○**地域振興課長** 続きまして、9目支所費をお願いいたします。説明欄の白丸、広丘支所管理運営費、それからその下、吉田支所管理運営費でございますが、窓口対応の臨時職員2人のうち1人分につきまして、主にマイナンバー対応のために、現在9時から4時までのパートタイムで行っております勤務体制をフルタイム勤務に変更することに伴う増額でございます。ページをおめくりいただきまして、24、25ページをお願いいたします。説明欄の檜川支所管理運営費161万円の増額でございますが、こちらは7月に実施されました消防用の設備点検において、自動火災報知受信機内のヒューズリレー等からの発熱ですとか、電圧計の異常があったために改修が必要と指摘をされたことを受けまして、火災報知設備の受信機の更新工事を行うものでございます。以上です。

○**人事課長** 続いて12目の職員研修費でございまして、特別旅費50万円につきましては、各種研修会への派遣旅費の追加分14万6,000円とオーストリア先進地視察研修旅費35万4,000円でございまして、オーストリア先進地視察研修旅費につきましては、県等が主催いたしますオーストリア森林林業技術交流調査、これに関係する市町村の1つとして塩尻市から参加したものでございまして、これは県知事が団長ということでございまして、10月26日から7泊8日で研修に出張したものでございます。なお、産業振興事業部長の篠原清満が参加をいたしました。以上でございます。

○**消防防災課長** 続きまして、13目の防災防犯費をお願いいたします。24ページの財源内訳ですが、上小曾部、勝弦、奈良井の市内3カ所に増設いたしました雨量計の設置に係る経費につきまして、当初財源の一部を一般財源としておりましたが、全額起債対応できたため特定財源に振りかえるものでございます。以上です。

○**税務課長** 続いて2項徴税费2目賦課徴収費をお願いいたします。賦課事務諸経費で市税還付金800万円の増額をお願いするものです。市税還付金は、平成27年度中に行われました法人市民税の確定申告に基づき、予

定納税分が過大となった場合の還付、また国税である個人所得税及び法人税にかかわる更正請求に伴い、波及を受けました個人市県民税及び法人市民税の還付になります。

○市民課長 それでは、一番下の3項1目の戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。備考欄の2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の1つ目の黒ポツ、臨時職員社会保険料19万8,000円の増額ですけれども、マイナンバー制度の対応として雇用しました臨時職員の社会保険料でございます。次のページ、1つ目の黒ポツの臨時職員賃金28万9,000円でございますけれども、これにつきましては、マイナンバーの通知カードの返戻されたものの処理、それから今後、転入、転出などの住民移動の繁忙期に向けまして、臨時職員をさらに1人を雇用したいというものでございます。次の手話通訳者派遣賃金と費用弁償につきましては、聴覚障がい者の方に個人番号カードを交付する際に手話通訳をお願いするために、その賃金と費用弁償でございます。次の消耗品費24万7,000円の増額ですけれども、こちらにつきましては、マイナンバー制度に関するものが17万3,000円、それから自動車の臨時運行許可に関するものが7万4,000円となっております。マイナンバー制度に関するものといしまして、通知カード、また個人番号カード、これが運転免許証サイズの小さいものですので、それらを入れるポケットのついた専用のファイルを購入したいというものでございます。また、臨時運行許可に関するものとしましては、現在は市民課の窓口のみで仮ナンバーを発行しておりますけれども、広丘支所、檜川支所でも発行してもらいたいという要望がございましたので、松本の陸運局とも協議する中で、両支所で臨時運行許可を発行するために必要な仮ナンバーと許可証に関する費用ということになってございます。次の郵便料19万5,000円ですけれども、これもマイナンバーに伴うものですが、10月5日の法施行以後、通知カードが配られるまでに市内で転居された方に通知カードを郵送する郵便料、それから、今申請を受け付けておりますけれども、その申請に基づいて作成された個人番号カードが市役所に届いたときに、その交付予定通知書をそれぞれの方にお送りする郵便料、また現在戻ってきております通知カードの不着世帯に対しましては、市町村での保管期間が一応3カ月を目安とされておりますので、その期間が経過する前に再度受け取りを促す文書を郵送する予定にしておりまして、その郵便料合わせて19万5,000円でございます。次の住基システム使用料につきましては、住民記録のネットワーク統合端末を増設する費用でございます。最後の備品購入費につきましては、個人番号カードを交付する際に利用します顔認証システムの機器を購入する費用として44万9,000円、それから現在市民課の窓口で利用しておりますレジが、今年度2回修理しておりますけれども既に部品がないということで、次壊れたら修理が不可能だというふうに業者から言われておりまして、その買いかえの費用27万円をお願いするものでございます。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 その下の選挙費になりますけれども、選挙管理委員会費になりますが、2つ目の白丸になりますけれども、委員会運営等事務費、選挙システム改修委託料になりますが、これにつきましては、平成28年6月19日以降に実施される国政選挙から選挙年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、選挙システムの改修が必要になります。必要な改修は、選挙人名簿登録システムと選挙投票管理システムになります。なお、この改修にかかわる経費につきましては、12月補正までに予算措置され、今年度内に改修が完了することを条件に国から2分の1以内の補助金が交付されます。

その下、5目財産区議会議員選挙費になりますけれども、これにつきましては、8月19日任期満了に伴う宗賀財産区と北小野財産区の議員選挙について、執行経費の精査を行うものです。以上です。

○市民課長 それでは、ちょっとページが飛びますけれども32、33ページをお願いいたします。一番下になりますが、3款4項1目の国民年金事務費でございます。備考欄の2つ目の白丸の税情報等システム改修委託料28万8,000円でございますけれども、これは国民年金の免除申請様式の改正、それと国民年金保険料の納付猶予制度の対象年齢拡大に伴いまして、システムを改修するものでございます。なお、このシステム改修費用につきましては、全額が国から事務交付金として交付されますので、歳入のほうに計上してございます。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、歳入にまいりますので12ページをお願いいたします。12、13ページ、ここから歳入につきまして、主なものを御説明申し上げます。1款1項1目個人市民税でございます。これは個人所得の増によりまして1億2,300万円を増額するものでございます。

次、2目法人市民税でございます。大手製造業の決算が増収増益で公表されましたけれども、確定申告の課税所得では減額となったということが影響いたしまして、5億2,500万円を減額するものでございます。

次、2項の固定資産税でございます。これは、国の補正率に変更になりまして、5,400万円を増額するものでございます。

次の3項軽自動車税につきましては、これは車両台数の増によりまして、300万円を増額させていただくというものでございます。

次、10款の地方交付税の普通交付税につきましては、算定に当たっての補正計数の減等がございまして、9,699万円の減で確定したものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、14款国庫支出金、2目民生費国庫負担金につきましては、これは後に出てきます県支出金も同様でございますけれども、説明欄の自立支援給付費負担金、それから、その下の障害児施設措置費負担金、これはいずれも利用者の増に伴いまして歳出のほうを増額させていただいてございます。それによる国が2分の1、県が4分の1を負担するという収入でございます。1つ飛びまして、保育所運営費負担金を減額しまして、その下の子どものための教育・保育給付費負担金を増額すると。これは、民間保育所支援事業に対します国の負担金でございまして、子ども・子育て支援新制度移行によりまして、1つには科目を組みかえるものと、それから職員配置加算など新たな加算が加わったことによりまして、歳出の増額によるものでございまして、国が2分の1、県が4分の1を負担するという収入を計上したものでございます。

それから、次の選挙人名簿システム改修費補助金につきましては、先ほどの選挙年齢引き下げに伴うシステム改修に対する国が2分の1の補助でございます。

1つ飛びまして、農業農村整備事業補助金5,450万円余の大幅な減でございます。これは国の内示確定によります不採択分を減額するものでございます。

それから6目の教育費国庫補助金の小学校、中学校でございます。学校施設環境改善交付金、これにつきましては、東日本大震災復興特別会計の追加募集に対応いたしまして、非構造部材の耐震化を前倒して実施するというものでございます。小学校につきましては5校、桔梗小、広丘小、片丘小、吉田小、宗賀小の5校のガラス飛散防止工事とガラスブロック改修工事を行うものでございますし、中学校につきましては、西部中の武道場のつり天井の改修でございます。いずれも国3分の1の補助金を計上するものでございます。次の幼稚園就園奨励費補助金260万円余でございます。これは、国の補助単価の見直しに伴います歳出の増額補正によるものでござい

まして、国3分の1の補助金収入を計上するというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、15款県支出金につきましては、先ほど国庫負担金で申しあげました県4分の1の負担金を計上させていただくというものでございます。

それから、2項の県補助金につきましては、これは県の内示によりまして、元気づくり支援金をそれぞれ計上するものが1つ、それから4目の農林水産業費県補助金につきましては、これはいずれも事業費の確定に伴う補正をさせていただくものでございます。

次に17款の寄付金の説明欄、これは歳出で申しあげました総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附金3,650万円でございます。それから、民生費寄付金につきましては、匿名の市民の方から御寄附をいただきました3億円を計上するものでございまして、これはいずれも歳入に計上いたしまして、同額を歳出で基金に積み立てるというものでございます。次の教育費寄付金につきましては、恵まれない学童のために役立てるようにと、こちら匿名の市民の方から御寄附をいただきました50万円ございまして、こちらのほうは基金に積み立てずに、教育振興扶助費へ充当いたしまして、本年度の就学援助費の財源として直接本年度活用させていただくものでございます。

それでは、おめくりをいただきまして18款繰入金の説明欄、財政調整基金繰入金の2億1,100万円余につきましては、本補正予算の収支調整のために繰り入れるものでございます。

それから、19款の繰越金2億1,800万円余につきましては、こちらは前年度決算剰余金のうち、留保しておりました全額をこの補正予算で計上するものでございます。

それから、20款諸収入の説明欄、前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金3,000万円余につきましては、施設組合の決算に伴う返還金でございます。それから排水路整備負担金、これにつきましては、セイコーエプソン株式会社からの委託を受けまして、広丘事業所東側の排水路を街路事業にあわせて迂回する事業費を補正することに伴いまして、同社からの負担金収入を計上するものでございます。

それから21款市債の1目総務債では起債協議におきまして、雨量計の設置工事につきまして、さらに有利な緊急防災・減災事業債、こちらを活用できるということが確認できましたので財源を組みかえるというものでございます。

それから、おめくりをいただきまして、2目民生債につきましては、吉田原保育園・吉田児童館分館整備事業につきまして、昨年度的设计委託にこの合併特例事業債を充当しておりませんでしたので、起債協議の結果、この1つ目の合併特例事業債ではなくて、他の財源に組みかえるということとしたものでございます。それから、2つ目の北小野保育園につきましては、一番下のさらに有利な起債、施設整備事業債を活用できるということが確認できましたので、同様に財源を組みかえるというものでございます。

次に4目の農林水産業債につきましては、1つ目の地域活性化事業債で、先ほど申しあげました国の不採択分を減額しまして、残りの採択分を次の公共事業等債へ組みかえるというものでございます。

それから、8目教育債につきましては、国庫補助金で説明いたしました追加募集に対応しました非構造部材の耐震化事業に充当するものでございます。

それから、9目の臨時財政対策債につきましては、普通交付税に連動いたしまして7,800万円余の減額となったというものでございます。

歳入については以上でございまして、5ページのほうへお戻りいただきたいと思います。5ページ、第2表債務負担行為補正でございます。1つ目の都市計画道路整備事業につきましては、先ほど申し上げましたセイコーエプソン広丘事業所東側の排水路整備を本年度の実施分と来年度の実施分を合わせて発注すると。そのために来年度の限度額を定めるものでございます。

次に給食調理業務委託につきましては、来年度の4月から業務を開始できるように準備期間が必要となりますので、入札契約行為を本年度中に行うために債務負担行為を設定するものでございます。このうち吉田ひまわり保育園につきましては更新でございまして、北小野保育園につきましては、これまで直営でございましたけれども、来年度から外部委託をするというものでございまして、これで全ての保育園が外部委託となるものでございます。

それでは、おめくりをいただきまして、第3表地方債補正でございます。6ページから8ページまででございます。こちらは、先ほど申し上げました起債につきまして、限度額を変更、追加するものでございます。なお、ここで正誤表をお願いしたところでございます。右側のページ、7ページの下から4行目に1,000万円とございますけれども、これは2,400万円に恐れ入りますが御訂正をいただきまして、その下の1,350万円とございます。こちらは、1,670万円と御訂正いただきますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○永田公由委員 27ページのマイナンバーの関係で、2点ほどお伺いしたいんですが、1つは市内で今マイナンバーカードをつくられた方っていうのは何人くらいいらっしゃいますか。

○市民課長 マイナンバーカードは1月以降の交付になりますので、今はいらっしゃいませんが、一応申し込みをされた方の数はわかっておりまして、きのう現在で1,292名が申し込んでいる状況でございます。以上です。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 いいですか。

○永田公由委員 はい。歳入の関係でね、先ほど法人税、多分エプソンだと思うんだけど、5億円という見積もりからいくと大分狂ったんだけど、この詳細な理由っていうのはどういうことですか。

○税務課長 基本的には、過去の赤字というものが残っているようでして、その繰越欠損金を国税である法人税の歳出に計上しておりましてということが、実際の話なようでございます。

○永田公由委員 それは、予算を組むときには、全然そういった話はエプソンのほうからはなくて、こういう予算を組んじゃったと、こういうことですかね。

○税務課長 予算を組むときにはですね、前年度と同じような業績であろうという中で、市税に関しても若干落ちていますけれども、同じような市税がいただけるだろうという想定のもとに予算を組んだものでございますので、御了解いただきたいと思います。

○副委員長 歳入のほうからちょっとお聞きしますが、23ページ、基金積立金で寄附をいただいた3億円について財調へ一旦積むと。具体的には今後検討するという説明ですけれども、この寄附者が示した使途目的はどういったことだったんでしょうか。

○**財政課長** 寄附者の御意向はですね、市民福祉に役立ててほしいということでございます。寄附者のところにお礼に伺いまして、いろんな御意向のお話をお聞きする中で、市民福祉、福祉であったり、あるいは広く市民福祉に役立ててほしいという御意向でございます。そうなりますと、今、市で抱えている課題に子育て日本一を目指すという中で、出産環境ですとか、子育て環境、いろいろ課題ございます。これまでの寄附をいただいた中でも、まとまった寄附につかまして基金を設置したという経過もございます。奨学資金、育英基金ですとか、障がい者の援護基金といったものも造成した経過もございます。したがって、できるだけ御意向に沿った形でですね、制度設計をしたい。まとまったお金ですので大切に使用させていただきたいと、そのための年度をまたいだ検討ということでございます。寄附者の御意向には沿うように検討していきたいと思っております。以上でございます。

○**副委員長** 市民福祉の向上という、全部が含まれるということなんですよ。その中で具体的に寄附者は、この子育てを指定したのかどうか。

○**財政課長** 初めにですね、福祉向上というようなことでもございましたけれども、お礼の御挨拶に行ったときのお話を伺った中でですね、ある程度広い意味での市民福祉にぜひ使ってほしいと、こういった御意向でございますので、市政の課題について対応させていただきたいと、こういうことでもございます。

○**副委員長** 市民福祉の向上というのは、行政もよく使うように市民福祉の向上のため努めますってことだから全体を指すわけで、その中で要はね、寄附者が3億円という大きなお金をくれたときに、やっぱり基本的には、この方の御意向に一番沿うのが本来だと思うんで、そこを趣旨としてですね、その中で市が1つの方針でもある子育てのために使うということであれば、十分にまた寄附者に理解をいただいたとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

いいですか、もう1点。ちょっと話はそれますが、基金自体を運用していきますよね。公金等管理運用委員会でしたっけ、そういうのでやっていると思うんですが、他市のほうでは、先日もニュースなんかでありましたけれども、いわゆる10年ものから、もう少し長期のほうへも検討が進んでいるということもありますけれども、当市の中ではどういった検討がされてますでしょうか。

○**会計管理者** 基金の運用につきましては、基本的には預貯金の定期預金ということにしておるわけですが、有価証券等を活用しました基金運用についても、先ほど副委員長おっしゃいましたとおり公金管理運用委員会において決定しております。それで本年度7月28日に公金管理運用委員会を開催いたしまして、塩尻市も20年満期の債権も取り扱えるようにいたしました。それで、9月には早速20年債権を1億円購入させていたっている状況でございます。基金等の運用につきましては、今後も安全性を踏まえた上で、確実に効果が上がる方法を考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

○**柴田博委員** 27ページの先ほどのマイナンバーの関連ですけども、消耗品ですとか、郵便料ですとか、備品購入とかってあるわけですけど、この辺の財源については国からは出るんでしょうか。

○**市民課長** 事務費につきましては臨時職員の賃金等に充てておりまして、今回の郵便料等のほうに充てるまではちょっと国からは出ておりません。以上です。

○**柴田博委員** これだけじゃなくて交付税とかで、その分幾らか面倒見るとか、そういうあれはないんですか。

○**市民課長** 機器等につきましては、地方財政措置というふうに言われておりますので、要するに交付税で見

ますよということです。

○柴田博委員 国がやろうと言ってるんだから、そのくらい出せって言ったらどうです。

○市民課長 県を通じて要望はしております。

○柴田博委員 わかりました。次、23ページのふるさと納税の関係ですけれども、逆にですね、塩尻市民がどれくらいほかの市町村に出してるかっていうのは、わかったら教えてほしいんですけど。

○企画課長 住民税の寄附金控除でおおむね把握ができます。平成25年の分につきまして集計をしております、55件323万円でございますが、これは全てがふるさと寄附金ということではなくて、例えば母校に対する寄附ですとか、そういったものも含まれております。以上でございます。

○柴田博委員 大体そのうちのどのくらいとか。

○企画課長 半分以上は占めております。以上です。

○柴田博委員 それからもう1点、寄附謝礼品がプリンターとか加わった結果、すごくふえたということですが、それは、例えばどういうふうに全国の皆さんに宣伝をしたわけですか。

○企画課長 ふるさと納税のポータルサイトがございまして、ふるさとチョイスというサイトにですね、本年度より塩尻市の特設のページを設けまして謝礼品を載せております。新たなエプソン社の3製品につきましては、報道等によりまして、口コミの広がりもあろうかと思っておりますけれども、そんな関係で大変好評をいただいております。以上でございます。

○柴田博委員 もう1点お願いします。13ページの地方交付税の減額のところですけれども、これは補正係数の減のためという説明だったと思うんですが、これは年度の途中で補正係数が変わったということなんですか。

○財政課長 毎年交付税の算定につきましては、計数が年年変わってきます。予算計上した時点ではですね、その辺の係数の設定というのは不明なものですから、ここまでは見込めなかったということでございます。ちなみに法人市民税につきましては、前年度分が算入されますので26年度は大変、全国で上昇率は法人市民税17位ということございました。それだけの収入がありましたので、翌年度交付税に影響するという事で減額を見込んだわけですけれども、それ以上の補正係数の減があったと、そういうことでございます。

○柴田博委員 いいです。

○副委員長 もう1回、23ページのふるさと寄附金の謝礼の関係なんですけど、内容的にはエプソンさんのものも品目に加えてということはいいかとも思うんですが、あまり返戻金に対する過当競争にならないように総務省や何かも懸念しているということは御承知のとおりで、寄附総額に対してどのくらいまで返戻金に充てたいという、これは通常で考えれば一般常識の範囲以内になると思うんですが、どのくらいというふうに判断されていますか。

○企画課長 制度ができた当初はですね、小口の寄附金1万円を基本としまして、2,000円を除いた額というものが税から交付されるという制度でございました。したがって、2割ないし3割ぐらいを本市では基準に考えております、還元率につきましては、3割以上いかにないように。全国の自治体では、その還元率が5割、6割というような自治体が多額の寄附を集める状況にありますので、そうしたことがないように国が通知を出しているということでございます。

○副委員長 謝礼品のもととなる金額、寄附金の枠がありますよね。幾らから幾らみたいな枠で、そこはどくら

辺が一番多いでしょう。

○企画課長 12月13日申し込み分までの集計でございまして、10万円以上が最も多い集計になっております。

○副委員長 件数はわかります。

○企画課長 245件、10万円以上です。15万円以上が219件、これが圧倒的に多い状況であります。

○副委員長 もう1点いいですか。歳入のほうで15ページお願いしますが、農業農村整備事業補助金が5,400万円余の大幅な減額になっているわけですが、この内容についてお願いします。

○財政課長 この内容につきましては、歳出の37ページのところに農林水産業費のほうで補正をお願いしてございます。今回はですね、例えば下から2つ目の白丸、土地改良事業、大きく減額してございます。大きなものが、例えば一番上の設計委託料、これは農業水利施設ですが、これも2,500万円余の要望に対しまして、採択が500万円余ということです。それから、その下の農業農村基盤整備工事、こちらが5カ所を要望していたところが1カ所。金額では1,800万円の事業費を要望していたところが、340万円の採択ということでございます。あと大きなところがですね、一番下の白丸、ため池耐震化事業、こちらは国10分の10の事業でございまして、3,000万円の10カ所を要望したところが、採択が350万円の1カ所ということでございます。これにつきましては、塩尻市のみならずですね、農水省、全国的に今回は箇所づけが少なかったという傾向があるわけでございます。こういう状況でございますので、当市からも副市長、あるいは周辺の首長等とともにですね、財務省のほうに陳情に行ったりしてございますけれども、これは全国的な傾向として大きく不採択が多くなっているという状況でございます。以上でございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 お願いだけだね。市債の振りかえが結構あって、有利、有利って言うんだけど、どういうところがどういうふうになってるかっていうのは、わからないもので、できたらこういった市債の関係の一覧表、今度の本会議まででいいで出してもらえると我々もわかりやすいし、勉強にもなるんで、その辺委員長のほうからお願いできますか。

○委員長 そういうことでよろしいですか。

○財政課長 ちょっとわかりやすい資料を検討しまして、提出させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。それでは、質疑をこれで終結をします。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

陳情 1 2月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

○委員長 ここでご当委員会に付託されております陳情を審査をいたしたいと思っております。まず、1 2月陳情第2号最低制限価格の設定に関する陳情の審議を行います。資料は出ておりますけれども説明者がおりませんので、ここで熊井契約担当課長より、本市の最低制限価格等につきまして状況をまず説明を聞かせていただいて、それから御質問を受けたいと思っておりますが、そんなところでよろしいですか。

○契約担当課長 それでは、本市のまず入札の状況について簡単に御説明させていただきたいと思っております。建設コンサル等に絡む業務委託につきましては、毎年約四、五十件ほど入札がございますけれども、2 7年度は年度途中ではございますけれども、2 4年から2 7年を見ますと平均、おおむねですけれども2 5%前後という落札比率になっております。この比率につきましては、比較的高いというふうには感じております。そういう中で、本市につきましては、今回陳情をいただいております最低制限価格の設定はしてございません。ただしですけれども、入札時予定価格の5 0%を下回る入札があった場合につきましては、その場で落札者の決定をせずに調査して決める低入札価格調査制度によりまして調査を行った後、その者が適正に業務委託の履行ができるってことが確認されたところで、落札、契約というような状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 9市の状況ですけれども、県は陳情のとおり設定をしてあるわけですが、塩尻市のほか4市が未設定の状況です。残りの1 4市が設定をしておりまして、それぞれ市ごとに算出基準を定めまして、その数字が出たところで各市定めてあります、定めてないところもありますけれども、上限下限値とその算定しました数字との比較をしまして、それぞれ最低制限価格を決めている状況です。県につきましては8 0から8 5%ということで上限下限値を設定しておりますけれども、ほかの市で主な高いところを見ますと、長野、松本、上田、伊那につきましては同様に8 0から8 5%で、この基準を定めている状況です。以上です。

○委員長 本市の現状につきまして、今、御説明をいただきましたけれども、御意見だとか御質問等ありましたら、お受けをいたします。

○柴田博委員 今の説明の中で、塩尻市として最低制限価格の設定をしていないというのは、何か特別な理由があるなら、それをちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○契約担当課長 特別な理由はございませんけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、落札比率が大分高かったということで、ちょっと言い方はいけないですけども必要がなかったということで、今までは設定してございません。

済みません、私ちょっと先ほど、ちょっと訂正をお願いしたいと思いますけど、平均落札比率につきましては、9 5%前後ということですよ。

○永井泰仁委員 この手の陳情書は、これまで何回か趣旨採択というような経過をたどっているように記憶もしているところがございますし、それから、これから構造物の耐震の計算とかね、こういったものが会計検査院は特に力を入れてきたりして、今まではあんまり構造計算だ、やれ耐震云々何ていうところは見なかったんですが、設計者も過大な設計とか、あるいは耐震に耐えられないような設計をすると大変だということもあります。それから、この要望からいくと予定額の9 0%以上に設定してほしいという内容ですが、即9 0%まで持つていくのはどうであろうかということで、私はこれの趣旨は、こういう時節柄になってきましたし、いいのではないかと

ということと、それから設定の額はですね、また行政のほうでいろんなところから判断をして、さっきの長野とか松本市の話も出ましたが、その辺のところで対応するような形を考えていただいたらどうかというふうには私は思ってるんで、市のほうとしては、この陳情に対して課長としては、全然また設ける必要がないか、そろそろそういう私の言ったような観点も踏まえて最低制限価格を設定したほうがいいか、行政はどんな考えでしょう。

○契約担当課長 先ほど申し上げましたが、平均落札率につきましては比較的高いということでございますけれども、しかしながら25年度、24年度まではございませんでしたけども、80%を下回る入札というものが、25年、26年、27年とですね、3件とか数件ふえてきております。そういったことで、低入札の価格につきましては業務のですね、成果品の品質低下とか、そういったことも考えられますし、適正な競争入札というかですね、入札というものを担保するためにも抑止力ということを含めて、ある程度設定はしていかなければいけないかなということ考えております。

○永井泰仁委員 はい、いいです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 今、永井委員が言われたようにね、この陳情しょっちゅう出てくるんだよね、90%にしてくれ、90%にしてくれてって言ってね。同じような陳情を何回も委員会で審査するっていうのもいかなものかと思うもんでね、今、熊井課長のほうでもお話があったように設定できればね、いわゆる下限というか、松本あたりのように80から85%くらいで一応設定しといたらと思うんだけど、副市長どうですか。

○副市長 先ほど申し上げましたとおりですね、今まではあまり必要ないのかなというふうなことを考えておりましたけれども、課長御説明申し上げましたとおり、ちょっと低入とまではいかないと思いますけども、そういう可能性のあるものが散見されてまいりましたんでですね、一定の限度は必要のかなというふうに考えております。

○永田公由委員 そういうことだって言うで、趣旨採択でどうですかね、いいじゃないですかね。

○委員長 それでは、ほかに御意見ありませんか。今、趣旨採択ということで御意見が出ましたので、趣旨採択でよろしいかどうかを諮りたいと思います。陳情平成27年12月第2号最低制限価格の設定に関する陳情につきましては、趣旨採択とすることで賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。

〔「挙手全員」〕

○委員長 全員ということでございますので、よろしくお願ひします。それで、先ほど具体的に永田委員さんのほうからお話がありましたように、90%という今回の申請ですが80から85%、こころ辺が県と近隣の自治体のあれでございますので、そこら辺も御参考にさせていただきたいと、こういうことで申し添えておきたいと思ひます。

午前中はこれで終わりにさせていただきます、陳情まだ2件ございますけれども、時間を1時ということで言うてございますので、そんなことで1時に再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後11時46分 休憩

午後0時59分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

陳情 1 2 月第 4 号 日米地位協定の見直しに関する意見書採択を求める陳情

○委員長 陳情 1 2 月第 4 号日米地位協定の見直しに関する意見書採択を求める陳情の審査を行います。陳情者から趣旨説明をお願いいたします。簡潔をお願いいたします。

○陳情説明者 平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日に開催された全国町村議会議長会において「日米地位協定の見直しに関する特別決議」が全会一致で決議されました。塩尻市議会としても、今後米軍基地から派生することが考えられる事件・事故から住民の生命・財産と人権を守るために、日米地位協定の抜本的な見直しを求める必要があると考えます。貴議会が政府並びに国会に対する、下記の 2 点を求める旨の意見書を採択することを求めますということで、1 つは、国は第 5 9 回町村議会議長全国大会にて決議された「日米地位協定の見直しに関する特別決議」を尊重すること。2、国は日米地位協定の抜本的な見直しに速やかに取りかかることと、この 2 点を採択するような意見書を提出していただきたく陳情いたします。

ここで、特別決議文全文を読み上げます。我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、3 1 の都道府県に 1 3 1 施設、約 1 0 万 2 千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約 7 4 % を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後 7 0 年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、1 9 6 0 年に締結されて以来、5 0 年以上もの間、1 度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。以上、特別決議する。以上です。

○委員長 ありがとうございます。今、御説明がありましたように、委員より御質問、御意見等ございましたら、どうでしょうか。

○柴田博委員 全国町村議会議長会が改めて今の時期にこのような決議を上げた理由というのを福澤さんにお聞きしていいかどうかわかりませんが、もしわかればお願いします。

○陳情説明者 私も聞いた範囲でしかあれなんですけど、何度もそういう決議をしたいということで要望は出されているみたいなんですけど、新聞報道等によりますと、これは沖縄の新聞であれなんですけど、今回は沖縄県の米軍基地を抱える村のほうから提案があり、それに対して特別決議という形で、今回初めて取り上げられたというふうに聞いております。もし必要であれば、この記事を提出します。

○柴田博委員 いいです。ありがとうございます。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 この日米地位協定の見直しということは、これは本当に大事なことでございまして、日本は大

平洋戦争に負けたことも事実でございまして、ある意味で力関係ともいう形の中で、この日米地位協定が結ばれてきていましたけれども、その後になって特に私も感じておったのはですね、米軍の関係者が加害者となった交通事故や何かの場合でもですね、全くこれらの解決に時間がかかったり、直接交渉ができないというような、そういう不本意な思いをしているもんですから、これは政府にとっては大変重い課題かもしれませんが、私はこの地位協定の抜本的な見直しということではですね、これは賛成であります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 私も採択に賛成です。今の御説明で、沖縄の関係する町村から出された問題が、全国の町村の中でも沖縄の問題だけじゃなくて日本全国にかかわる問題だというふうな位置づけをされて、このように特別決議として決定されたんだというふうに思います。そういう意味で戦後70年もたつこと、それにつくられてから50年以上も1度も改正されてないっていうのは、やはり今の時期にあわせて見直されるべきだというふうに思いますので、この陳情のとおり、決議を尊重し、見直しを速やかに行えという意見書を出すことについては、賛成です。

○委員長 ほかには。

○副委員長 私も賛成という立場でありますけれども、安保法制のときにも申し上げましたけれども、この問題、あるいは沖縄基地の問題、全てがこの根っこの部分では通じてる問題だと思うわけですし、本当に真剣に戦後70年たって、ここでオープンにして議論すべきことだと思っておりますけれども、こうやって1件、1件、上がってくると、その1件1件で判断をしていかなければならないと。少し優柔不断にも映るかもしれませんが、今お話ありましたように、国内で米兵なんかが事故、事件を起こしてもですね、これは日本国の法律で裁けないといったようなこともあってですね、ある意味不平等協定とも言われてる中で、独立国家としてはやはりこれを是正していかなければならないんじゃないかというふうに思っています。全国町村議長会でも決議されているようですし、改めてこれを採択しないという明確な理由もございませんので、採択ということにしたいと思います。

○永田公由委員 私も採択して意見書を上げるべきだと思います。31都道府県、131施設、10万2,000ヘクタールという米軍基地が日本にあるということを、これ数字を見ましてびっくりしました。全くこれは植民地と同じであって、独立国家とは言えないと思います。当然、米兵が何かしたときに日本の法律で裁くことは当然ですけども、総体的には在日米軍基地を減らす方向で、政府は真摯に取り組んでいくべきだろうというふうに思います。以上です。

○中原巳年男委員 私も日米地位協定というのは非常に不平等なものだというふうに思いますし、1年に何回かニュースに出ますけども、例えば交通事故だとか、酔っぱらって何か問題を起こしても、なかなか日本の警察のほうで調査等ができないということについても、やはりほかの国の外国人であれば日本で裁判したりできるんですが、事アメリカ軍の人間については、なかなか思うような処置ができてないということで、やっぱりこの決議には私としては賛成です。

○委員長 ありがとうございます。今、御意見をお聞きしましたところ、採択という意見が出されておりますが、当委員会としましては、審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認めまして、陳情平成27年12月第4号の日米地位協定の見直しに関する意見書につき

ましては、採択とすることに決しました。

なお、意見書の案につきましては、賛成いたしました有志の委員の皆様方から作成していただきますので、委員会終了後お残りをいただきたいと思います。有志って言いましたけれども全員賛成でございますので、そういうことでお願いをしたいと思います。

○陳情説明者 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

○永田公由委員 意見書はできてるの。

○委員長 意見書、それじゃあ、この場で。それじゃあ、事務局のほうで案をつくってもらってあるようですので、御説明をお願いします。

○議会事務局次長 それでは、意見書（案）が提出されておりますので、朗読をさせていただきます。日米地位協定の見直しに関する意見書（案）ということで、我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。米軍基地を抱える全国の市町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

国は日米地位協定24条のもと、日本が基地の提供に関する経費を、米国が基地の維持や作戦に関する経費を負担することを原則としていた。1978年には「思いやり予算」を設け、国は62億円を負担した。さらに87年度以降は、本来、米国に負担義務がある基地従業員の基本給や手当、光熱水料なども日本が負担する特別協定を原則5年ごとに結ぶこととし、99年度には2,756億円の思いやり予算を計上した。今年度予算でも1,899億円を計上している。

全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。しかし日米地位協定17条のもと、これらの事件の多くが軽い処分済まされるか、無罪となっている。

地方自治体が、米軍基地から派生する事件・事故から住民の生命・財産と人権を守るためには日米地位協定の抜本的な見直しが不可欠であるので、意見書を提出する。

記として、1、国は、第59回町村議会議長全国大会にて決議された「日米地位協定の見直しに関する特別決議」を尊重すること。2、国は、日米地位協定の抜本的な見直しに速やかにとりかかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書の提出先につきましては、裏面にございますように衆議院議長ほか5名という宛先になっております。以上でございます。

○委員長 今、事務局のほうから御報告がありました、こんな感じでどうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 これ誰がつくったの。

○陳情説明者 私です。

○柴田博委員 福澤さんが。

○陳情説明者 はい。

○柴田博委員 はい、はい。

○委員長 細かいところの修正だけは、もしかしたらあれするということで、御了承だけお願いしたいと思います。じゃあ、以上でこの件につきましては、了承されたということでお願いします。

陳情 1 2 月 第 5 号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の採択を求める陳情

○委員長 それでは、次に陳情 1 2 月 第 5 号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の採択を求める陳情の審査を行いたいと思います。きょうは、いないね。特に趣旨説明をされる方がおられませんが、そういうことになりますと、前回皆様にお配りしてありますこの陳情書の内容について御議論をいただきたいと思いますが、委員より御質問だとか、御意見ありましたらどうぞ。

○永井泰仁委員 この陳情ですか、これにつきましてはですね、今、この間もお話を申し上げてあるとおり、国と県、大臣と知事間でも裁判だという形の中でやっているところがございますが、これらの皆さんの願意は、私もよく理解できますけれども、ただ現実の問題として、この辺野古へ移設を反対をしてもですね、現実を持っていくところが、今、国でもどこでもそうですが、ないという現状の中で、今の普天間飛行場の宜野湾市がある、早期に返還や騒音の被害を軽減してほしいということで政府には迫っているというところがございますので、この問題については、やはりこの間も申し上げましたけれど、いわゆる取り消しとかですね、反対という形になっても日米関係の悪化、あるいは飛行場の危険性の状況の白紙、あるいは跡地利用の計画が全て中止になってしまうということで、今よりも少しでもいい環境になるようにという中では辺野古しか今のところないという状況でございますので、私は基地建設の中止を求めるこの意見書に対しては、反対という考え方であります。

○委員長 ほかにはどうですか。

○柴田博委員 私は採択すべきだというふうに思います。陳情趣旨のところに書いてあるのが、そのとおりでありまして、国が沖縄県民の思いを何度も確認しているにもかかわらず無視して県と争っているというのは、異常な事態であり、やはり地方自治に反することだというふうに思います。本来、民間の方が国に訴えるべきところを国が国に訴えて自分の仲間内でやっている、そのような事態もそのままになって許されているわけでありまして。そういうことからいっても、辺野古に新しい基地をつくるっていう、県民の思いを尊重するならやめるべきでありますし、また今の普天間飛行場の機能を移すということから見ても、今、計画されている辺野古の基地というのはそれだけにとどまらず、これから何十年、何百年と使える基地を新しくつくる。そして、あの岸壁には強襲揚陸艦などの大きな船も軍艦も着けられるような施設にしていこう。そういうことから言って、本当に 74% の基地を抱える沖縄県民の思いを、私たちがやっぱり全国の国民が理解をして、沖縄県民に共同をしてですね、やはり新基地建設反対を言うべきであるというふうに思います。よって塩尻市議会でも、この問題の関係については今までも出てきていますけれども、やはり今回の陳情を採択してですね、きちっと意見書を上げるべきだというふうに思いますので採択に賛成です。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 私もこの陳情は採択をして意見書を上げるべきだと思います。理由は、やはりさきの国が撤回

を求めて代執行訴訟で沖縄県の翁長知事が、政府は辺野古移設反対の民意にもかかわらず移設を強行している。米軍施政権下と何ら変わりはないという、この陳述はですね、これは政府ばかりでなく、私たち国民に向けた沖縄県民の声だろうと思います。戦後70年を過ぎたわけですけれども、国民の大半も米軍基地が沖縄に存在することを当たり前のことのように容認し、基地負担を強いてきたわけです。政府は普天間飛行場の危険性の除去を大義名分にして辺野古移設の正当性を主張しておりますけれども、今、柴田委員言われたように、新しい辺野古の基地は200年使用が可能であり、また大型船舶、日本が持っておりました戦艦武蔵が接岸できるような大きな埠頭も建設されるということで、まさに新しい本当に巨大な基地を沖縄にもう1つつくっていくということで、これはやはり戦後、政権を握り続けてきた与党がですね、沖縄に基地があるのは当たり前だということで、アメリカのアジア戦略を認めてきた政策がここにあらわれていると思います。確かに米軍がいることによって、日本の防衛費は少なくて済んでいるという意見もございますけれども、なぜ、この独立国家にこれだけの基地が必要なのか。それは強いて言えば、アメリカ本土を守るために日本を防波堤として、浮沈空母として当たり前のように使っているというだけのことであって、本当に日本が攻められた、どこかと戦争になったときに米軍が守ってくれるという保障はどこにもないわけであります。あくまでも在日米軍基地というのは、言ってみればアメリカのための基地であるということ、私たちはもう一度認識し直さなければいけないと思います。よって、何も沖縄に基地があるからと言うのではなくて、アメリカの基地はやはりグアムなりハワイなりに少しずつ移していくのが、本来政府の仕事ではないか。沖縄県民の立場にやはり真摯に向き合う姿勢が必要ではないかということで、私はこの陳情を採択すべきだというふうに考えます。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 さっきも申し上げましたけど、本当に根っこで通じている部分がこうやって1本1本上がってくるんですね、非常に悩ましいわけであります。心情的にはよくわかりますし、沖縄県、沖縄の皆さんには、本当に負担をかけているということは重々わかるわけですが、もっと日本全体でやっぱりこれは考えていくべき問題なのかというふうに思っております。そうした中で、現時点ではここまで進んできていて国と地方で争うという異常な事態にはなっているわけでありますけれども、どうか今回については、両者で十分に協議をさせていただいて、両者十分に納得するというわけにはいかないんでしょうけど、いい方向を見出していきたいということで、断腸の思いの中で不採択とさせていただきたいと思います。

○中原巳年男委員 他市、どうなっているかや。

○委員長 事務局で他市の状況をちょっと教えてください。

○議会事務局次長 この陳情につきましてはですね、本市を除きまして、ほか2市に今12月議会に提出されておまして、1市があす審査予定、もう1市が先週委員会審査を経まして不採択ということになっております。以上です。

○中原巳年男委員 先ほど副委員長が言われたように、確かに基地が沖縄に固まってしまっているということについては、いろいろ自分としても問題があると思いますし、先ほどの日米地位協定のものと同じ部分もあるんですけども、そんな中でやはり今ちょうど国と沖縄県で係争中というようなことも含めて、その中でしっかりした両者の考えというものは出てくると思います。なかなか、沖縄の気持ちもわかるし国の考えもわかるという中で、本来であれば、例えばこれを採択するのであれば、じゃあ長野県のどっかに基地を持ってきていいのかって考え

たときに、多分どこの自治体でもいいという話はないとは思いますが、そんな中で沖縄だけに負担をとということは今強いてはよくないということは十分承知しておりますけれども、今の段階では、この陳情を採択をするということについては非常に難しい判断かと思いますが、今回これについては、自分としては不採択という考えですので、お願いします。

○**委員長** ありがとうございます。採択と不採択の二通りの意見が出されております。採択は挙手によって行いたいと思います。なお、挙手をしない委員におきましては、不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手少数」〕

○**委員長** 挙手少数です。よって当委員会の審査結果は不採択ということに決し、陳情平成27年12月第5号沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の採択を求める陳情につきましては、不採択とすることに決しました。

以上で、本日付託されました案件につきましては、全て終了いたしました。部長のほうから。

閉会中の継続審査申し出

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管する企画政策部、市民生活事業部、総務部においてそれぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくをお願いいたします。以上です。

○**委員長** ただいま、継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 慎重審議をしていただきまして、御提案を申し上げました全ての議案を承認すべきものとして御結論をいただきました。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で12月定例会の総務生活委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

○**副委員長** 視察についてお知らせをいたしますけれども、午後2時に正面玄関からバスが出ますので、御乗車くださいますようお願いいたします。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。

午後1時28分 閉会

平成27年12月15日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 横沢 英一 印